

議第96号

平成25年度滋賀県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成25年度滋賀県の病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業収益		千円 19,961,808	千円 △ 420,215	千円 19,541,593
	1 医業収益	17,159,163	△ 470,847	16,688,316
	2 医業外収益	2,589,346	37,394	2,626,740
	3 附帯事業収益	213,299	13,238	226,537

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 病院事業費用		千円 19,793,893	千円 △ 126,680	千円 19,667,213
	1 医業費用	18,815,692	△ 155,775	18,659,917
	2 医業外費用	604,881	△ 411	604,470
	3 附帯事業費用	213,239	13,298	226,537
	4 特別損失	160,081	16,208	176,289

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,182,972千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 2,319,800	千円 △ 759,020	千円 1,560,780
	1 企業債	1,304,600	△ 723,800	580,800
	2 補助金	360,580	△ 35,166	325,414
	3 負担金	654,620	△ 4,936	649,684
	4 諸収入	—	4,882	4,882

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 3,518,823	千円 △ 775,071	千円 2,743,752
	1 建設改良費	1,805,235	△ 778,935	1,026,300
	2 企業債償還金	1,713,588	3,864	1,717,452

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
成人病センター病院整備事業費	千円 1,177,100	千円 460,800
小児保健医療センター病院整備事業費	56,700	55,500
精神医療センター病院整備事業費	70,800	64,500
<b>計</b>	<b>1,304,600</b>	<b>580,800</b>

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 9,129,558	千円 △ 80,109	千円 9,049,449

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備、地域看護職等の確保、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補 助 金	千円 159,301	千円 △ 34,698	千円 124,603

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前限度額	補正後限度額
貯 蔵 品	千円 4,230,000	千円 4,270,000

上記の議案を提出する。

平成26年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子